

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等

一般社団法人 全国精神障害者福祉事業者協会

会長 森 敏幸



一般社団法人 全国精神障害者福祉事業者協会 (NAWM) の概要

1. 設立年月日: 令和4(2022年)年10月21日

2. 活動目的及び主な活動内容:

当会は、これまで精神障がい者を支援する全国の社会福祉事業者及び関係団体との連携協力を深めながら精神障がい者の社会福祉の増進を図ることを目的に活動しており、同様に活動していた全国組織の2団体が2022年10月8日に組織統合し、同年10月21日に設立された団体である。

全国組織としては、①精神障がい当事者を主軸に据えた政策の提言、②障がい当事者支援の質の向上や地域生活支援の充実に向けた取組、③地域で暮らす生活者としての権利の確立などを目標に掲げつつ現在まで活動を行っている。

【主な活動内容】

- ・ 全国研修会及びブロック研修会の開催
- ・ 会員に向けた精神保健医療福祉に係る制度・政策等の情報提供
- ・ 災害被災地の会員事業所等への支援
- ・ 精神保健福祉事業団体連絡会との連携(定例会議、合同研修会、合同調査研究など)

3. 会員事業所数 402事業所(3道府県組織を含む)2023年6月現在

4. 団体代表 会長 森 敏幸

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

1. 相談支援事業に対する意見要望

(1) 相談支援事業全般について

- ・ 相談支援専門員の定着や安定的な確保のためにも、相談支援事業にも処遇改善等の加算を対象としていただきたい。
- ・ 複雑多様化した精神保健の相談支援ニーズも増加していることから、相談支援専門員の増員や幅広い相談支援を担える市町村の体制作りなど、相談支援事業所の機能強化と安定した職員配置が可能となるよう報酬の仕組みを見直していただきたい。
- ・ 計画相談やモニタリングをしている支援者のサービス月以外の緊急対応等の業務にも報酬が反映されるよう検討いただきたい。

2. 就労支援事業に対する意見要望

(1) 就労移行支援事業について

- ・ 障害者就業・生活支援センターの役割は障害者の一般就労の実現に向けて効果的な役割を果たしているところであるが、運営費が縦割り事業のため一体的に事業を推進する上で予算執行等、実際的な運営が難しい現状があるため改善していただきたい。
- ・ 近年増加しつつある障害者雇用に係る「代行ビジネス」については、障害者のソーシャル・インクルージョンやディーセント・ワークに叶うものであるのか質的な検証をさらに進め、障害者雇用促進法の理念に則った対応を行うべきである。
- ・ 利用者が減少して事業が成り立たなくなっている地域もあることから、事業所の整備については、人口や地域のサービスニーズを踏まえた計画的な事業指定を行うべきである。

(2) 就労継続支援事業について

- ・ 精神障害者の障害特性や通院等による利用実態を踏まえて、欠席時対応加算を月4日から月8日としていただきたい。
- ・ 日中活動支援の月マイナス8日の原則については、精神障害者の支援の実態を踏まえた算定とするよう見直していただきたい。
- ・ 月額工賃の高低で評価される現行の就労継続支援B型事業においては精神障害者の働き方が十分に配慮されていない。加えて定員以上の利用者の相談及び生活支援など業務量も多いことから、日額での算定も可能とする評価方法も検討していただきたい。

3. 日中活動支援に対する意見要望

(1) 宿泊型自立訓練(生活訓練)事業について

- ・ 宿泊型自律訓練(生活訓練)事業については、グループホームと同様に体験の利用についての報酬算定ができるようにしていただきたい。

4. 居住生活支援に対する意見要望

(1) 共同生活援助事業について

- ・ 精神障害者は、その障害特性から障害支援区分が低く評価されるため、必要な支援が受けられるグループホームの入所が難しい。障害支援区分の判定基準の見直しとともに、機能充実のための外部サービス利用型の報酬の見直しをしていただきたい。
- ・ 様々な事業者が共同生活援助事業に参入しているが、専門職が配置されていないところも多く散見されており、支援量が多い精神障害者の支援が困難な事例もあり、専門性を強化した支援を行っている事業所への専門職配置加算の見直しをしていただきたい。
- ・ グループホームから一人暮らし等を希望する利用者が一般のアパート等に移り住む際に、現行のグループホームでの家賃助成を退去後の住居の家賃費用の助成として継続していただきたい。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

1. 相談支援事業に対する支援の課題及び対処方策について

(1) 相談支援事業全般について

- 地域で生活する障害者に対する相談支援の業務は、生活場面で直接的に対応する業務である。障害者の病状や体調の変化、日常的な不安に対する即時の対応など、入所施設や通所施設での当事者の関わりとは異なる急な対応を迫られる場合も少なくない。とりわけ、精神障害者に対しては、病状把握やその対応、精神科医療機関との連携など専門性が求められる場面も多い。こうした業務を担う相談支援専門員を安定的に確保するためには報酬上の評価が必要である。また、計画相談の業務に処遇改善加算を加えるとともに、専門職として相談支援業務に携わる相談支援専門員に対して、業務に見合った評価が十分に反映されるよう業務報酬の充実を図っていただきたい。[視点1] [視点2]
- 地域で展開される相談支援は、当事者の状況に応じて様々な対応が求められ、関係機関との連携や家族との調整など、福祉サービスにつなげるまでの業務が地域生活支援の要ともいえるが、現行制度では、その場合の報酬は評価されていないことから、支援プロセスの途中や緊急時の対応等にも、支援の内容に見合った報酬のあり方について検討いただきたい。[視点2]

2. 就労支援事業の課題及び対処方策について

(1) 就労移行支援事業について

- 現在の障害者就業・生活支援センターについては、就業支援事業を労働局が管轄し、生活支援事業は都道府県が管轄しており各事業に支払われる委託費もそれぞれの管轄部局から支払われる仕組みとなっているため会計業務もそれぞれに決算をしなければならず、同一事業所でありながら相互の資金流用も出来ないため法人に持ち出しが生じている。また、小規模センターでは委託費に格差もあり運営を難しくしている。障害者就業・生活支援センターは障害者の一般就労を支援する上で大きな役割を果たしている社会資源となっているが、運営面で不安定な課題があるため、管轄部局を統一して一つのセンターとして安定して機能するよう改善すべきである。[視点1] [視点2]
- 近年急増しつつある障害者雇用に係る「代行ビジネス」については、障害者の法定雇用率の段階的引き上げに伴ってさらに増加することが予想されるが、国は「障害者基本法」及び「障害者雇用促進法」の理念に照らして、障害者が社会と分け隔てられることなく社会的役割が実感できる働き方を保障し、企業に対しても障害者雇用を通して共に生きる社会の実現を目指すために努力することを施策として打ち出すべきである。[視点1] [視点2]
- 全国各地で就労移行支援事業の利用者数が減少傾向にあり、事業が維持できずに閉鎖せざるを得ない事業所も散見される。要因の一つに行政側の無制限な指定行使にあることが考えられる。他の事業も含め、地域のサービスニーズやサービスの質を踏まえて、人口比率なども加味しながら設置基準を設けて指定を制限すべきではないか。[視点1] [視点2] [視点3]

(2) 就労継続支援事業について

- 精神保健福祉事業団体連絡会による別紙「参考資料1：(1)精神障害者支援事業所の利用状況に係る調査」(サンプリングとしては少ないが、利用率においては旧法時期の他団体が実施した大規模調査と大きな差異はない)から、就労継続支援B型事業所によるそれぞれの平均は①定員21名、②登録者数29.4名、③登録者平均利用率59.6%、④定員平均利用率が80.5%となっているが、精神障害者の障害特性や通院等の理由から実質的な平均利用率は6割に留まっている。新体系事業によって三障害一元化とはなったが、障害による格差が運営面からも顕在化しており、現行の欠席時対応加算月4日は8割程度の利用率を基準にしたものと思われることから、利用率6割を基準とした月8日に見直していただきたい。〔視点2〕
- 同資料1の「(2)精神障害者支援事業所の利用状況に係る緊急調査(就労継続支援B型事業)」では、定員の規模は20名が最も多く半数以上を占めるが、平均の登録者は定員の1.4倍(定員割れの事業所も含む)と、他の障がいと比べて実際に支援している利用者が多い実状がある。とくに重度の利用者については生活支援を含めて月22日を超えて支援する場合もあることから、現行の日中活動支援の月マイナス8日の原則の見直しを検討していただきたい。〔視点2〕
- 参考資料1にあるように、就労継続支援B型事業所の精神障害者の障害特性から利用が不安定な者も多く、現行の月額工賃に依拠した報酬体系は結果として障害格差が生じるものになっているため、通所日数が少ない利用者については利用日の平均額を基準とするなど、柔軟な算定基準を適用できるよう報酬の仕組みを見直していただきたい。〔視点2〕

3. 日中活動(生活訓練等)の課題及び対処方策について

(1) 宿泊型自立訓練(生活訓練)について

- 宿泊型自律訓練(生活訓練)は、グループホームと同様に体験の場としては有効な社会資源であるが、現行制度では体験の受け入れに対して報酬算定が出来ないことから、グループホームと同様に体験利用においても報酬算定が出来るようにしていただきたい。〔視点2〕

4. 共同生活援助事業等の住まいの場に対する支援の課題及び対処方策につ

(1) 共同生活援助事業について

- 精神障害者は、その障害特性から障害支援区分が上がりにくく、多くの支援を必要としている利用者にとって必要な支援を受けられるグループホームへの入所は難しい場合が多い。外部サービス利用型のグループホームでは単価が低く、支援をする専門職員を雇用する余裕もなく、その結果受け入れることが出来ない状況がある。現行の障害支援区分の判定基準の見直しとともにグループホームの機能を充実させるためにも、外部サービス利用型の報酬単価の見直しをしていただきたい。 [視点1][視点2]
- 近年、様々な事業者が共同生活援助事業に参入しているが、支援をする職員体制がサービス管理責任者のみで、他は無資格の非常勤職員で運営している事業所も散見される。事業所によっては8割が精神保健福祉士等の資格者で専門性を高めた支援を行っているが、「福祉専門職員配置等加算1」を算定しても月額3万円程の(定員11名)の増加しかならず、有資格者を配置して手厚い支援をしている事業所については、職員体制と質に見合う報酬としていただきたい。 [視点1] [視点2]
- 令和6年4月に施行が予定されている障害者総合支援法においては、共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等希望する人に対する支援策が盛り込まれているが、現在グループホームで暮らしている人が一般アパートに移ることを希望しても経済的な理由から居住の場としてグループホームを選択することも考えられるため、現在グループホームに限定されている家賃助成を一般アパート等に移行した場合も家賃助成の継続ができるようにしていただきたい。また、移行時にかかる初期費用を支給する制度についても検討していただきたい。 [視点1] [視点2]

以上

参考資料 1

(1) 精神障害者支援事業所(個別給付事業)の利用状況に係る調査

(2017年6月30日集計)

	参考数(N)	定員 [A]			登録者数 [B]			延べ人数 [C]			開所日数 [D]			登録者平均利用率 [E=C÷(B×D)]			定員平均利用率 [F=C÷(A×D)]		
		平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小
生活介護	14	16.57	24.00	8.00	19.36	44.00	6.00	224.43	437.00	73.00	24.00	30.00	20.00	52.71%	90.15%	30.42%	55.93%	93.75%	34.83%
自立訓練(生活訓練)	28	16.46	40.00	6.00	15.86	35.00	6.00	214.18	515.00	10.00	23.25	31.00	20.00	59.96%	100.98%	3.33%	57.26%	114.65%	3.33%
就労移行支援	11	9.18	20.00	6.00	7.09	16.00	3.00	108.36	181.00	23.00	21.73	25.00	20.00	78.64%	106.67%	7.19%	59.28%	94.44%	9.58%
就労継続支援A型	5	17.00	21.00	10.00	20.40	33.00	6.00	306.60	431.00	112.00	24.20	30.00	20.00	64.35%	88.89%	31.19%	69.14%	101.90%	46.79%
就労継続支援B型	81	21.01	42.00	10.00	29.35	82.00	10.00	370.22	928.00	100.00	22.00	30.00	19.00	59.57%	88.50%	33.90%	80.46%	122.50%	29.50%
総 合	139	18.57	42.00	6.00	23.54	82.00	3.00	301.09	928.00	10.00	22.51	31.00	19.00	60.64%	106.67%	3.33%	71.23%	122.50%	3.33%

調査団体：精神保健福祉事業団体連絡会(精事連)

(2) 精神障害者支援事業所の利用状況に係る緊急調査(就労継続支援B型事業)

定員

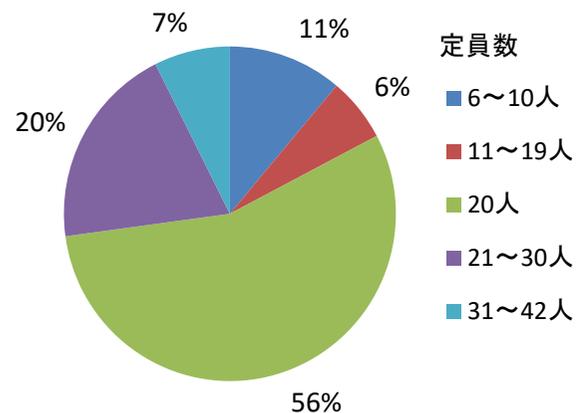


図1

登録者数

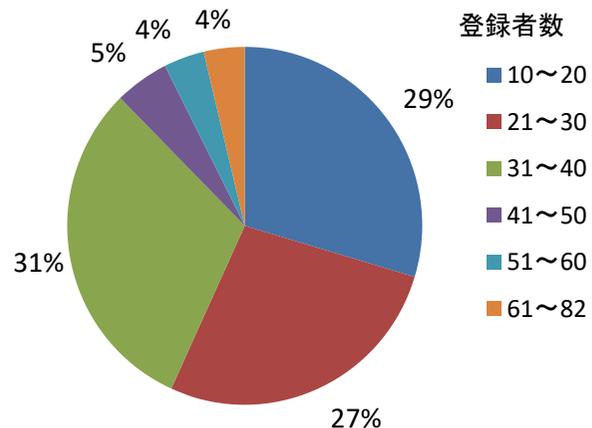


図2

延べ人数

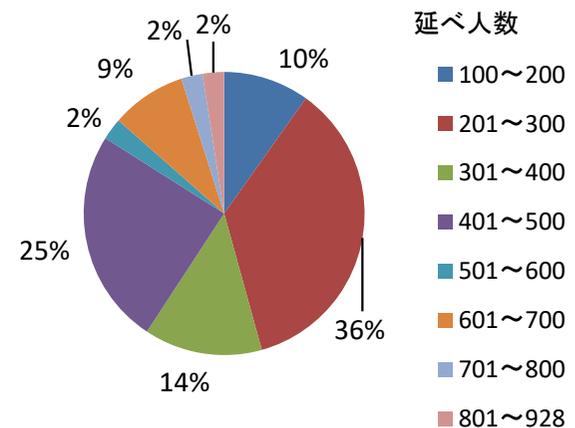


図3

4月開所日数

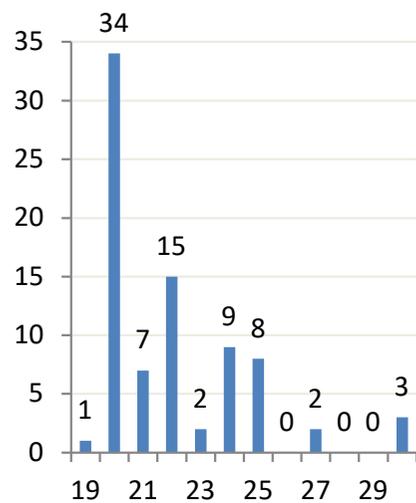


図4

登録者平均利用率

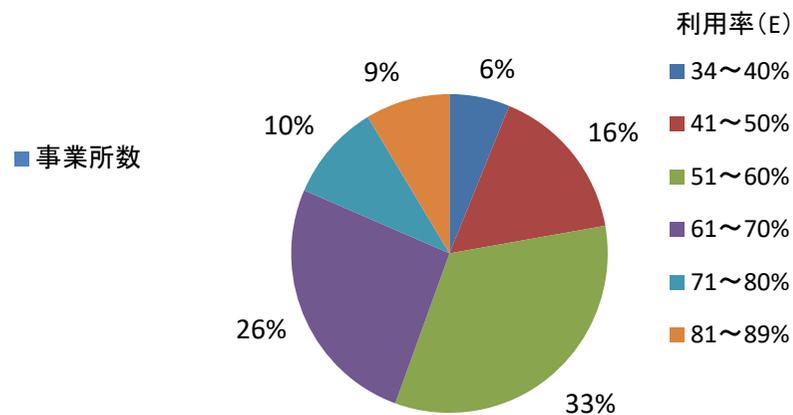


図5

定員平均利用率

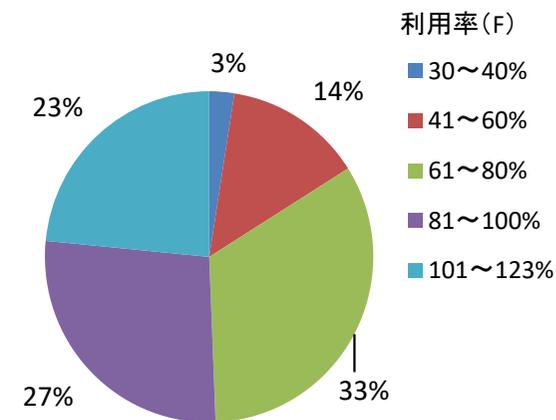


図6